

議案会第7号

地方自治法第99条の規定により、設楽ダム建設事業の促進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和4年6月24日提出

提出者 豊橋市議会議員 梅田早苗

同 二村真一

同 市原享吾

同 山田静雄

同 尾林伸治

同 伊藤篤哉

同 芳賀裕崇

設楽ダム建設事業の促進に関する意見書

愛知県東三河地域は、豊橋市を含む8つの市町村で構成され、古くから豊川の水によって深く結びつき、上下流が一体となって発展してきた地域です。

豊川流域では、度重なる洪水被害に悩まされており、豊川放水路の整備や狭窄部の改修工事を実施していただきましたが、近年でも台風により大規模水害が発生するなど、さらなる災害への備えが必要です。

また、豊川利水地域は、全国有数の農業、工業地域である一方、水需給は逼迫しており、近年では令和元年5月に宇連ダムの貯水率が0%となるなど、これまで幾度となく大規模な渇水に見舞われ、住民生活や農業工業などの経済活動に大きな不安を与えてきました。

こうした中、繰り返される洪水氾濫から人々の暮らしを守るとともに恒久的・安定的な水の確保につながる設楽ダムの完成は豊川下流域の住民や自治体にとって長年の悲願であります。

設楽ダムは、昭和48年11月の設楽町への調査申入れから3.6年の歳月を経た平成21年2月に建設同意に至りました。長く続く設楽町民の御苦労を重く受け止め、愛知県とも協力し、水源地域の振興・発展に誠意を持って全力で取り組んでいるところです。

このたび、令和4年5月に開催された「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会及び部会（設楽ダム建設事業部会）」にて、設楽ダム完成時期が8年延伸されることなどが示されました。主な変更要因については、働き方改革をはじめとする社会的要因の変化や現地の調査結果に対応するものであり、やむを得ないものと受け止めておりますが、設楽ダム完成及び水源地域の住民の皆様への生活再建対策は豊川流域全体の持続的な発展並びに治水防災上のためになくてはならないものです。

よって、国におかれましては、以上の経緯を御覧いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の一層の振興、並びに生活再建対策等の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 大規模水害から住民の暮らしを守るためにダムが持つ治水機能などを早期に発現できるよう、設楽ダムの早期完成を図るとともに、水源地域の振興を図

ること

- 1 付替道路整備の早期整備をはじめとした水源地域の方々の生活再建対策を引き続き推進すること
- 1 今後の事業本格化を踏まえ、必要な予算を引き続き確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} あて